

1 税制について

① パートタイム労働者の税の仕組み

パートタイム労働者は、給与所得者としてA欄のとおり、その年収に応じて課税されます。パートタイム労働者の配偶者は、課税に当たって、B欄のとおり、配偶者控除及び配偶者特別控除(年間の合計所得金額が1,000万円(給与等収入で約1,230万円)以下の場合)が認められます。

なお、配偶者特別控除によって、税制上の「手取りの逆転現象」(パートタイム労働者本人の収入が一定額を超えると、かえって世帯全体の手取りが減少する現象)は解消されています。

「パートタイム労働者の年収額」と「パート本人に対する課税」及び「配偶者に認められる控除」

平成12年4月1日現在

パートタイム労働者の年収額 注：課税の対象となる年収の期間 所得税：当該年、住民税：前年	A-本人について		B-パート本人の配偶者について	
	課税対象となるかどうか		所得税及び住民税の課税に当たって控除が認められるかどうか	
	所得税	住民税	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	×	×	○	○
100万円を超え103万円未満	×	○	○	○
103万円	×	○	○	×
103万円を超え141万円未満	○	○	×	○
141万円以上	○	○	×	×

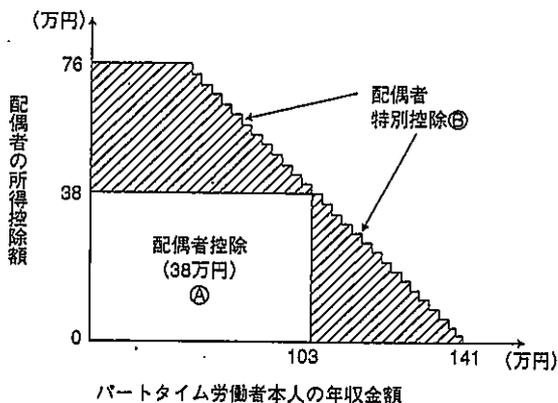
《A：パートタイム労働者本人に対する課税について》

- (1) 住民税については年収100万円(給与所得控除65万円+所得割非課税範囲35万円)までは課税されません。住民税として納めるものには、所得割と均等割がありますが、均等割については、均等割を納める夫と生計を一つにし、夫と同一市町村内に住居を有する妻の場合には、年収が100万円を超えても課税されません。
- (2) 所得税については年収103万円(給与所得控除65万円+基礎控除38万円)までは課税されません。

《B：パートタイム労働者の配偶者に対する課税について》

- (1) パートタイム労働者の年収に応じて、配偶者の年収から控除される額は以下のとおりです。
所得税の場合：配偶者控除(38万円)及び配偶者特別控除(最高38万円)
住民税の場合：配偶者控除(33万円)及び配偶者特別控除(最高33万円)
- (2) パートタイム労働者の年収が103万円を超えると配偶者控除、また141万円以上になると配偶者特別控除は受けられません。

(参考)「パートタイム労働者の年収」と「配偶者の所得控除額」(所得税)の関係



パートタイム労働者の収入	配偶者控除 (A)	配偶者特別控除 (B)	合計控除額 (A+B)
70万円未満	38万円	38万円	76万円
70万円以上 75万円未満	38万円	33万円	71万円
75万円以上 80万円未満	38万円	28万円	66万円
80万円以上 85万円未満	38万円	23万円	61万円
85万円以上 90万円未満	38万円	18万円	56万円
90万円以上 95万円未満	38万円	13万円	51万円
95万円以上 100万円未満	38万円	8万円	46万円
100万円以上 103万円未満	38万円	3万円	41万円
103万円	38万円	0	38万円
103万円超 105万円未満	0	38万円	38万円
105万円以上 110万円未満	0	36万円	36万円
110万円以上 115万円未満	0	31万円	31万円
115万円以上 120万円未満	0	26万円	26万円
120万円以上 125万円未満	0	21万円	21万円
125万円以上 130万円未満	0	16万円	16万円
130万円以上 135万円未満	0	11万円	11万円
135万円以上 140万円未満	0	6万円	6万円
140万円以上 141万円未満	0	3万円	3万円
141万円以上	0	0	0

○ 平成15年度税制改正大綱(抄)

(平成14年12月13日 自由民主党・公明党・保守党)

第一 基本的考え方

7 個人所得課税

わが国個人所得課税制度は、広く公平に負担を分かち合うとの基本的考え方の下、その「空洞化」の状況を是正し、基幹税としての機能を回復していくことが課題となっている。その際、同時に、経済社会の構造変化に対応し、税負担に歪みが生じないような、また、経済社会の中で行われる個々人の選択に対して中立的な税制を構築していく必要がある。こうした観点から、配偶者特別控除(上乗せ部分)を廃止する。

第二 平成15年度税制改正の具体的内容

九 個人所得課税

配偶者特別控除のうち控除対象配偶者(合計所得金額 38 万円以下の配偶者)について配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止する。

(注) 上記の改正は、平成 16 年分以後の所得税及び平成 17 年度分以後の個人住民税について適用する。

2 社会保険制度について

① パートタイム労働者に対する社会保険の適用

パートタイム労働者に関する社会保険の適用については、原則として次のようになります。

資格要件	所定労働時間 年 収	1日又は1週間の所定労働時間及び1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3以上である者(注1)	1日又は1週間の所定労働時間若しくは1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3未満である者	
			原則として年収が130万円(180万円(注2))未満	原則として年収が130万円(180万円(注2))以上
適用	医療保険	健康保険等被用者保険の被保険者	健康保険等被用者保険の被扶養者	国民健康保険の被保険者
	年金	厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者(国民年金の第2号被保険者)	厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者の被扶養配偶者(国民年金の第3号被保険者)	厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者及びその被扶養配偶者でない者(国民年金の第1号被保険者)

(注1) 上記の所定労働時間については、保険者が労働状況等を総合的に勘案して、常用的使用関係にある被保険者に該当するかどうかを判断します。

(注2) 認定対象者が60歳以上の者である場合(医療保険のみ)、又は、おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合。

② 年金制度の見直しについて

平成14年12月6日に、厚生労働省は「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を公表。

この「年金改革の骨格に関する方向性と論点」は、「平成16年の年金改革に向けて、これまでの各方面の議論を参考にし、厚生労働省において、改革の骨格に関して今後の議論のたたき台としてとりまとめたもの。今後は、広く国民的議論が行われることを期待するとともに、国民的な合意の下で改革を進めていくことを目指すもの」であるとされている。

「年金改革の骨格に関する方向性と論点」において示された平成16年の年金改革の基本的視点は、以下のとおり。

《平成16年の年金改革の基本的視点》

- ①若い世代を中心とした現役世代の年金制度への不安感、不信感を解消すること
- ②少子化の進行等の社会経済情勢の変動に対し、柔軟に対応でき、かつ、恒久的に安定した制度とすること
- ③現役世代の保険料負担が過大にならないよう配慮することに重点を置きつつ、給付水準と現役世代の保険料負担をバランスのとれたものとする
- ④現役世代が将来の自らの給付を実感できる分かりやすい制度とすること
- ⑤少子化、女性の社会進出、就業形態の多様化等の社会経済の変化に的確に対応できるものとする。

(「年金改革の骨格に関する方向性と論点」 p 54～55)

3 「改革の骨格に関する基本的な方向性と論点」

(4) 少子化、女性の社会進出、就業形態の変化に対する対応

(4-2) 支え手を増やす取組

《支え手を増やす取組の意義》

- 今後、急速な少子・高齢化の進行が見込まれる中で、我が国経済社会を活力あるものとしていくためには、社会の支え手を増やすことが重要な課題である。
- また、雇用の流動化など、就業形態を含めて個人の生き方が多様化する中で、働く意欲を持つ者が多様な形で働き、その能力を発揮できる社会を構築していくことが必要であり、このためには社会保障制度や雇用を含む社会・経済制度全体を改革していくことが、強く求められている。

- 年金制度においても、女性や高齢者等の支え手を増やすことは、支え手自身の年金保障の充実につながるるとともに、少子高齢社会においても安定的な制度運営を行っていく上で重要である。
- また、就労抑制的な仕組みについては見直しを進め、個人にとって多様な選択が可能となる制度としていくことが必要である。
- さらに、女性や高齢者等の支え手を増やす取組に当たっては、高齢者雇用の推進、短時間労働者の能力の有効発揮、さらには多様就労型ワークシェアリングなど雇用政策面での取組との連携が重要である。

《多様な働き方への対応－短時間労働者等に対する厚生年金の適用》

- 就労形態の多様化に伴い、厚生年金の適用のなかった者に対して年金保障が充実されるようにするとともに、年金制度の支え手を増やす観点から、短時間労働者等に対する厚生年金の適用を行う方向で検討する。
- また、短時間労働者等に対する厚生年金の適用は、多様な働き方にふさわしい年金保障の充実を通じて、その処遇・労働条件の改善を図る上での基盤整備にも資する。
- 短時間労働者等に対する厚生年金の適用に当たって、具体的な給付と負担の在り方をどのようにするかについては、下記に掲げる論点等について、今後更に検討を続ける。
 - ① 新たに厚生年金が適用される者に関する給付と負担の在り方について、どのように考えるか。また、新たな保険料負担が生ずることについて、理解が得られるか。
 - ② 短時間労働者等に対して厚生年金の適用を拡大することにより、賃金の低い被保険者が増加することになるが、このことが年金財政に対してどのような影響を与えるか。
 - ③ 短時間労働者等について、医療保険における取扱いをどう考えるか。